

日本結核病学会東海支部規約

- 第1条(名称) 本会は、日本結核病学会東海支部と称する。
- 第2条(目的) 本会は、日本結核病学会の目的に基づき、結核病学研究の進歩発展を期し、併せて、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条(所在地) 本会は事務局を名古屋市昭和区鶴舞町65に置く。
- 第4条(会員) 本会は、東海地方に在任する、日本結核病学会会員および地方学会にのみ参加する地方学会会員を以て組織される。
- 第5条(運営) 本会は毎年 2 回総会および学術集会を開催するのを原則とする。他の学会と合同して行うことができる。
- 第6条(会計) 本会の運営は本部よりの交付金、会費および寄付金による。会計年度は3月1日より2月末日までとする。会費は年額4,000円とする。3年間会費未納の場合は自然退会とみなす。予算および決算は代議員会の議決を経た上で、会員に報告される。

附則

この会の役員は次の会員とする。

支部長 長谷川 好規

2.規約は平成19年6月24日より実施する。

3.本規約は平成26年3月1日をもって改定する。

日本結核病学会東海支部

支部長 長谷川 好規

名古屋市昭和区鶴舞町65

名古屋大学大学院医学系研究科機能調節内科学内